

郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る環境影響評価方法書について

本事業は、郡山市逢瀬町河内の対象事業実施区域において、ごみ焼却施設の整備を行うものである。

本事業では、老朽化した既存のごみ焼却施設を更新するため、処理能力が最大 213t/日（約 8.9t/h）のごみ焼却施設を設置することを予定している。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価手続の実施に当たっては、事業内容を可能な限り具体化した上で適切に実施すること。また、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の科学的知見や評価手法を採用し、定量的に予測及び評価をすること。その結果を踏まえ、環境保全措置を検討し、具体的に環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。
- (2) 準備書の作成に当たっては、平易な表現や図を用いることや、設置する施設の処理能力等を既存施設との比較等により具体的に示すなど、理解しやすい内容とするよう工夫すること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、地域住民や関係者に対し分かりやすい情報提供及び丁寧な説明に努めること。また、地域住民の意見等を十分に把握し、その内容に配慮するとともに、適切な対応を図ること。
- (4) 環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に新たな事象が生じた場合には、適時適切に評価項目等の見直しを行うこと。
- (5) 環境影響評価の実施に当たっては、調査地点や評価基準の設定根拠、条件を十分に整理し、準備書に記載すること。また、準備書の作成に用いる各種資料及び法令等の基準値等については、十分に精査すること。

2 個別的事項

(1) 大気質について

ア 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両の走行、施設の稼働に伴う大気質への影響について、周辺の住宅地、学校その他環境保全上配慮を要する施設への影響を適切に調査、予測及び評価するとともに、環境負荷の低減に努めること。

イ 大気質に係る調査に当たっては、煙突高、排出ガス濃度の他、排出ガス速度を加味して最大着地濃度出現距離を検討し、調査地点を選定すること。

(2) 騒音、振動について

ア 工事の実施及び施設の稼働に伴う騒音、振動について、周辺住民の生活環境への影響を十分に把握し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、現地の風況等を踏まえ、騒音について配慮すべき事項を検討すること。

イ 「騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）」において、環境基準の基準値の評価方法については、著しい騒音を発生する工場及び事業場等を測定場所から除外するとされている。このことを踏まえ、騒音の予測においては、環境基準と比較するのではなく、住民に対して分かりやすく説明することを主眼において、調査地点における工事中及び施設稼働時の騒音レベル（最大値等）を参考として準備書に記載することを検討すること。

ウ 建設機械の稼働及び施設の稼働に係る騒音及び振動の評価に当たっては、予測地点及びその選定理由を準備書に具体的に記載すること。

(3) 水質について

ア 造成等の施工による一時的な水の濁りに係る調査、予測及び評価に当たっては、施工時の排水計画を具体的に示すとともに、調査地点の具体的な選定理由を準備書に記載すること。

イ 水質に係る予測及び評価について、ダイオキシン類の予測及び評価の手法が環境影響評価方法書に記載されていないことから、準備書に具体的に記載すること。

(4) 動物、植物及び生態系について

ア 動物の調査、予測及び評価に当たっては、十分な調査期間、調査回数を確保するとともに、具体的な調査内容を準備書に示すこと。

イ 猛禽類に係る行動圏調査の調査期間及び頻度について、準備書に分かりやすく記載すること。また、調査の実施に当たっては、非繁殖期の冬季に加え、繁殖期である 4～8 月にも実施すること。

ウ 猛禽類に係る営巣場所調査について、具体の調査内容を準備書に記載すること。また、営巣木調査を実施する場合には、3～7 月は造巣、産卵・抱卵、育雛初期に当たることから、営巣木のある林分への立ち入りは極力回避するとともに、営巣木の探索は巣立ち以降に実施すること。

エ 猛禽類に係る繁殖状況調査について、営巣木の周辺又は営巣木に登ることにより営巣状況を把握する場合には、巣立ち後に幼鳥の確認を実施すること。また、営巣中心域を把握するため、巣立ち後から翌年 2 月まで幼鳥の確認を実施すること。

オ 工事残土や資材搬入に伴う外来植物の侵入に対する環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。また、緑化に使用する植物は在来種を選定する等、地域生態系に配慮した計画とし、併せて準備書に記載すること。

カ 生態系の調査、予測及び評価に当たっては、対象種を選定する上で、文献情報に基づき想定される食物連鎖図を準備書に記載すること。また、注目種の選定方法及び予測評価のフロー図を準備書に具体的に記載すること。

キ 対象事業実施区域及び周辺では、過去にヤマネやカモシカ等の国指定天然記念物や特別天然記念物に該当する動植物の生息が確認されていることを踏まえ、専門家に確認しながら現状の生息状況を把握の上、事業による影響を最小限となるよう努めること。

ク 動物、植物及び生態系に対する環境保全措置について、環境影響評価の調査、予測及び評価の結果を踏まえ具体的に検討し、準備書に記載すること。

(5) 景観について

- ア 景観の調査、予測及び評価に当たっては、周辺景観との調和に十分配慮した事業となるよう、保全措置を検討すること。
- イ 景観に係る調査地点について、主要な眺望点だけではなく、近隣の道路等を加えることを検討し、その結果を準備書に記載すること。

(6) 廃棄物について

廃棄物等に係る予測及び評価に当たっては、既存施設との比較により環境負荷の低減を定量的に示すことや、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の有効利用量を具体的に示すことについて検討すること。

3 その他

- (1) 施設整備に当たっては、温室効果ガス排出量の削減及びエネルギー利用の効率化に配慮し、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺に農業振興地域農用地が存在することから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、土砂の流出等により周辺農用地に影響を及ぼさないよう適切な対策を講じるとともに、施設の適正な維持管理に努めること。また、事業の実施に当たっては、地域の農業者に対して十分な説明及び情報提供を行い、理解が得られるように努めること。
- (3) 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両の通行による交通環境への影響について、交通量の変化、安全性及び渋滞発生の可能性を含め検討すること。
- (4) 事業実施による環境変化を適切に把握するため、対象事業実施区域及びその周辺における写真等記録に努めること。
- (5) 焼却する廃棄物の放射性物質濃度の確認や、飛灰の放射性物質の測定等、放射性物質を含む廃棄物を焼却する場合の適切な管理について具体的に検討すること。
- (6) 事業の実施に当たって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないように対応すること。